

*** ～医療的ケアの必要な方のための主なサービス～ ***

～川崎市～

(障害者総合支援法のサービス)

1) 居宅介護・重度訪問介護事業 (ホームヘルプサービス)

障害のある方に対し、保護者と一緒に入浴、排せつ、食事の介護など、在宅生活における介護サービスを行います (利用条件あり)。かかった費用の10%を負担いただきます。(所得に応じた月額上限額あり)

2) 短期入所事業 (ショートステイ)

障害のある方に対し、介護を行う方の疾病などにより一時的に家庭の介護が困難な場合に、短期間障害児施設等において宿泊を伴う介護等の支援を行います。かかった費用の10% (所得に応じた上限あり) と食費等の実費を負担いただきます。医療の必要なお子さんの受け入れ可能な施設は、市立病院 (川崎・井田・多摩) とソレイユ川崎です。

3) 療養介護

医療と常に介護を必要とする方に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。

4) 補装具費の支給

身体障害者手帳の所持者、障害者総合支援法で定める130疾病に罹患する難病患者に対し、補装具費が支給されます。

(川崎市独自のサービス)

5) 障害児・者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある学齢児以上の方に対し、社会生活上必要な外出、余暇活動などの社会参加のための外出、学校等への通学・通所が出来るよう移動の支援を行います。なお、中学校卒業後の3月末までは、保護者を伴うことを原則とします。(通所・通学を除く)。但し保護者の疾病や就労等の理由により付き添えない場合は、保護者の付き添いを要せずサービスを利用することが出来ます。かかった費用の10%又は50% (所得に応じた上限あり) と場合により交通費等の実費を負担いただきます。(移動支援は、他サービスと合わせ、所得に応じた月額上限額あり。通所・通学は月額10,000円が上限)

6) 障害児・者生活サポート事業

障害のある学齢児以上の方に対し、自宅及びその周辺での声かけや、見守りなどの支援を行う「あんしんサポート」と、障害のある0歳から小学校入学後6ヶ月までのお子さんがある世帯に対し、家庭全体へ養育等の支援を行う「障害児ファミリーサポート」、常時介護を有する12歳から15歳までの重度の肢体不自由児への身体介護や見守りなどの支援を行う、

「障害児重度訪問介護」などがあります。かかった費用の5%（あんしんサポート）、10%（ファミリーサポート、障害児重度訪問介護・所得に応じた上限額あり）。利用につきましては一定の要件があります。

7) 重度障害者訪問看護サービス事業

重度の障害者の方で、訪問看護ステーションまたは医療機関の訪問看護を利用している方。ただし、運動機能が座位までで、レスピレーター管理が必要とされるなど判定基準に定められた介護スコアの合計が20点以上の場合に対象となります。（課税世帯：1回につき1,198円）

8) 重度障害者入浴援護事業

家庭において入浴が困難な重度の障害のある12歳以上のお子さんに対し（体格等の身体的条件により12歳未満でも認められる場合あり）月に6回（7月～10月は8回）、巡回サービスカーが家庭訪問し、浴槽を部屋に持ち込み入浴サービスを提供します。世帯の所得に応じて費用負担があります。

9) 重度障害者医療費助成制度

本市に在住し次の1～4のいずれかに該当する方に対し、保険診療分の自己負担額、長寿医療制度による一部負担金が助成されます。

（対象者：1. 身体障害者手帳1・2級をお持ち方、2. 知能指数が35以下の方か療育手帳等級Aをお持ちの方、3. 身体障害者3級及び、知能指数50以下の方か療育手帳Bをお持ちの方、4. 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方）

10) 重度障害児（者）日常生活用具給付等事業

3歳以上の一定の給付要件を満たした方が、紙おむつなど市が定める日常生活用具の給付を受けることができます。

1 1) 在宅重度障害児・者やさしい住まい推進事業

①身体障害1・2級か、②知能指数が35以下、③身体障害3級かつ知能指数50以下のいずれかの障害がある方の居住している住宅の改良費用の給付やリフトなど自立促進用具の交付を行います。(世帯の課税状況により自己負担があります。)

1 2) 車椅子利用者向け市営住宅

身体障害1級～3級の車椅子使用者のいる家庭に対して、車椅子利用者向け住宅が提供されます。(収入月額による制限等あり)

1 3) 福祉キャブ(リフト付き自動車)運行事業

市内在住の重度身体障害者及び学齢児以上の障害児のうち、一般の交通機関では外出困難な方で、通院等一定の要件の外出の支援をします。(要予約)

(各種手当)

1 4) 川崎市在宅重度重複障害者等手当

重度の障害者手帳を2種類以上交付されている方、あるいは障害児福祉手当を受給している方に対し、年額60,000円の手当が支給されます。

1 5) 神奈川県在宅重度障害者等手当

重度の障害者手帳を2種類以上交付されている方、あるいは障害児福祉手当を受給している方に対し、年額60,000円の手当が支給されます。

1 6) 特別児童扶養手当

20歳未満で、重度または中度の障害児を養育している方に、年3回に分けて手当が支給されます。

1 7) 障害児福祉手当

在宅の重度障害児(20歳未満)で、日常生活に常時介護を要する方で、一定の障害要件を満たす方に対して、年4回に分けて手当が支給されます。

平成26年2月12日